危機管理委員会設置要綱

(設置)

第1条 公益財団法人世田谷区保健センターにおける危機管理に関し必要な事項を協議・検討するため、危機管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 危機 自然災害、火災及び感染症の流行その他重大な事故により、本財団の関係者の生命、身体又は財産、業務の継続に重大な被害が生じる恐れがある状態をいう。
 - (2) 危機管理 危機による被害を回避し、または被害を最小限に抑制するため、各種の安全対策、被害が生じた場合の応急策、復旧策等を組織的に対応することをいう。

(審議事項)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 各種危機管理マニュアル等の作成及び見直しに関すること。
 - (2) 職員の危機意識向上のための教育・訓練の実施に関すること。
 - (3)職員の服務に関すること
 - (4) その他危機管理に関し必要なこと

(組 織)

- 第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、事務局長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、所長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、次の者とする。
 - (1) 管理課長
 - (2) 医務課長
 - (3) 専門相談課長
 - (4)事務局副参事
 - (5) 管理課庶務・経理係長
 - (6) 医務課事業係長
 - (7) 専門相談課事務管理担当係長
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、委員長が特に必要と認める職員

(任期)

第5条 委員の任期は、当該職に在職する期間とする。

(招集等)

- 第6条 委員会は委員長が招集する。
- 2 委員長は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて 意見若しくは説明を聴くことができる。

(注意事項の取扱い)

第7条 委員会での決定事項の取扱いについては、各所属における連絡会等で周知するとともに、 現場での実施を推進する。

(庶 務)

第8条 事務局は、管理課が行うものとする。

(その他)

第9条 その他必要な事項については、委員長が別に定めるものとする。

附 則(令和2年7月21日公財世保発第234号)

- 1. この要綱は、令和2年8月1日から施行する。
- 2. この要綱の施行に伴い、「院内感染対策委員会設置要綱」及び「新型インフルエンザ対策委員会設置要綱」は廃止する。

附 則(令和4年3月31日公財世保発第789号) この要綱は令和4年4月1日から施行する。